

高倉台少年野球部後援会会則

<http://takakuradaibbc.web.fc2.com/>

高倉台少年野球部後援会会則

第 1 条（呼 称）

本会は高倉台少年野球部後援会と称する。

第 2 条（所在地）

本会は本部を会長宅に置く。

第 3 条（目 的）

本会は高倉台少年野球部の発展と部員の健全なる身体と精神の育成を支援すると共に、会員相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

第 4 条（構 成）

本会は部員の保護者を以って構成される。

第 5 条（入退会及び資格）

高倉台少年野球部に入部後、直ちにその保護者は会員の資格を取得、退部の際その資格を喪失する。

第 6 条（役 員）

本会は、会員相互の推選によって 5 名の理事を選出し理事会を構成、その中から次の役員を互選する。

会 長	1 名
副会長	2 名
理 事	2 名

役員任期は原則として 1 年（1 月 1 日～12 月 31 日迄）とし毎年 12 月に改選される。

役員は再任を妨げない。

役員に欠員を生じた時は会員の内より理事会の選出によって選出される。

補欠役員任期は前任者残存期間とする。

役員は無報酬とする。

第 7 条（会費等）

理事会の決定による催し等に対して臨時会費の徴収をすることができ、納入方法は理事会より会員に通知する。

理事会は臨時会費の徴収は、やむを得ない場合を除き、これを避けなければならない。

第 8 条（運 営）

本会の運営には第 7 条の資金及びその他寄付金等を当てると共に、第 3 条の目的達成のみこれを使用する。

第 9 条（予算編成）

理事会は毎年12月、次年度の予算を編成し、主要行事決定の上、会員に公表する。

第 10 条（決 算）

理事会は毎年12月に当該年度の収支決算を行い、代表理事 2 名の監査を受けて、その結果を総会にて全会員に公表する。

第 11 条（慶弔金等）

本会は、会員、少年野球部員及び、野球部指導者ならびにそれらの親族に対して慶弔金を贈呈する。

限度額は最低 3,000 円、最高 10,000 円とし、その都度理事会に於いて決定する。

第 12 条（総会の開催等）

会員の総会は、毎年12月迄に開催するものとする。

理事会は、必要の都度開催するものとし、理事会の決定により、チーム別に部会を開催することができる。

第 13 条（雑 則）

少年野球部員の指導ならびに活動方法は指導者に一任する。

尚、会員の意見等は総て理事会を通じるものとする。

第 14 条（会則の変更手続）

本会会則を変更する必要があるときは、理事会の過半数の同意を必要とし、且つ理事会に於いて会員に通知する。

以上

設立

昭和 49 年 4 月 1 日

初版

昭和 49 年 4 月 1 日

改正

平成 14 年 12 月 8 日 一部規約改正実施

平成 15 年 6 月 16 日 第 7 条追加実施(会費を月に、2 人以上納入する家族は 2 人目意向(低学年)は、会費を半額とする。)

平成 24 年 12 月 一部規約改正実施